

中小企業共同型 ものづくり支援事業 (シェアリング事業)

—生産性・競争力向上を図るため、IoT 技術等を駆使して、ものづくり中小企業同士の情報・工作機械等の共有化を実践またはサポートする取組を応援します—

平成 29 年度

応募要領

京都府

公益財団法人京都産業 21

1 趣 旨

今、21 世紀の産業革命とも言われる「インダストリー 4.0」の大きなうねりが、ドイツ、アメリカ、中国をはじめ全地球的なスケールで加速しています。クラウドコンピューティングと人工知能を駆使したサイバー・フィジカル・システムの技術により、生産現場の情報を通信装置を介してサイバー上に蓄積し、高精度のシミュレーションにより設計、生産計画、部品調達、製造、物流に至るサプライチェーン全体を最適化する「生産プロセスのスマート化」が現実のものとなりつつあります。これにより、消費者と生産現場を含め、あらゆるものがインターネットにつながる IoT 時代においては、需要に応じた供給の最適化、サービス提供のリアルタイム化のほか、ユーザーごとの好みにカスタマイズした一品ものの製品を既製品と変わらないスピード・価格で供給するマスカスタマイゼーション（個別大量生産）も実現可能となるなど、世界のビジネスが根本的に変わりつつあります。

一方で、京都は国内トップクラスの高齢社会となっており、既に人口減少時代に突入しています。生産年齢人口の減少に伴う人手不足が構造化し、製造業を中心にあらゆる業種でその影響は深刻化しており、私たちの暮らしや産業、社会を成り立たせるために「生産性の向上」は、喫緊の、避けては通れない大きな課題として突きつけられています。

こうした状況に対し、これまでから製造コストの削減、納期の短縮、品質の向上などの弛まぬ努力を重ねてきた府内ものづくり中小企業が、更なる生産性向上、競争力向上を遂げていくためには、中小企業同士がつながることで、より小さい投資負担で、全体の生産プロセス改善と付加価値向上を実現していくことが極めて有効な解決策の一つと考えます。

そこで、本補助制度では、I o T 技術を駆使して、受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、またはその組み合わせ等により中小企業同士の連携・一体化を促進し、その生産性・競争力アップ等を実現する取組を応援します。（京都府の補助を受けて実施するものです。）

<想定内容例>

- 中小企業同士で共同受注した製品の設計データ、各社の工作機械の稼働状況等を、センサーやネットワークを介してリアルタイムで共有するシステムを整備し、同時分散加工による短納期化等を実現
- 中小企業同士で共同利用する高性能な自動工作機と、各社がセンサーやネットワークを介して遠隔操作、稼働状況のリアルタイム監視等を行えるシステムを整備し、低い投資コストで付加価値の高い生産を実現

（以上は、あくまでも例であり、幅広い提案をお待ちしております。）

2 事業内容

対象事業	<u>次のいずれかのものが対象です。</u> (1) シェアリング事業 I o T 技術を活用して、受注・設計・生産進捗管理等の状況などの「情報の共有化」、共有機械の設置や遊休機械の利活用などの「工作機械の共有化」、またはその組み合わせ等によりものづくり中小企業同士の連携・一体化を実践し、その生産性・競争力アップ等を実現する取組 共有化に関するルールの検討・策定、中小企業同士その他のネットワークシステム等の整備、機械等へのセンサ等の設置、自動化に向けた工作機械の導入、講習会の開催などの人材育成、情報セキュリティ対策 等 (2) シェアリング・サポート事業 シェアリング事業をサポートする機器、システム、サービス等を開発し、実証実験等を経て完成させる取組 シェアリング・サポート機器・システムの開発、ものづくり中小企業同士の現場での実証実験、パッケージ販売・導入に向けた広報・販促活動 等
応募資格	<u>次のいずれかのものが対象です。</u> (1) 京都府内に拠点（※1）を有する 2 社以上の企業（個人、会社）等で構成する企業グループ ・府内に本社及び拠点を置く中小企業（※2）1 社以上の参画が必須です。 ・グループの代表となる企業は、府内に本社及び拠点を置く中小企業とします。 ・補助金交付対象企業は、府内に拠点を有する企業とします。（※3） (2) 府内に本社及び拠点を有する組合（※4） (3) 府内に本社及び拠点を有する中小企業
対象期間	原則として補助金交付決定日から 12 ヶ月間 注）原則として、補助対象期間内に発注・契約、納品・支払を完了する必要があります。但し、事業遂行上やむを得ない場合に限り、例外として補助金交付決定日より前に事業着手することを認める場合があります。その場合でも事前着手ができるのは、平成 29 年 5 月 1 日以降です。
補助率	提案事業の実施に必要な補助対象経費の $\frac{1}{2}$ 以内（ソフト・ハード）
支援規模	(1) 企業グループ 5,000 万円以内（うち 1 企業あたりは 3,000 万円以内） (2) 組合 5,000 万円以内 (3) 中小企業 3,000 万円以内
採択予定	3 ～ 4 件程度
評価基準	概ね次の基準に基づき総合的に評価します。 (i) 先進性及び地域への波及効果 ・事業計画の先進性の程度 ・取組への参画企業数など他の中小企業、地域への波及効果の程度 (ii) 持続性 ・ものづくり企業の生産性・競争力の向上に寄与する程度 ・費用対効果など事業計画の継続性・妥当性の程度 (iii) 具体性

	・事業計画の具体性の程度 ・事業計画実現に向けた課題把握・認識の程度
--	---

※1 生産・開発を遂行する工場・研究所・事業所等のことであり、原則として、会社の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本、個人の場合は確定申告書の控えが必要です。

※2 下表に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）をいいます。

ただし、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社）は大企業に分類します。

主たる事業を営んでいる業種	＜資本金基準＞ 資本金の額又は 出資の総額	＜従業員基準＞ 常時使用する 従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(※) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない

※3 親会社・子会社の関係にある企業については、いずれか1社のみを補助金交付対象とします。

子会社とは、議決権のある株式の50%超を、他の会社（親会社）に保有されている会社を指します。たとえ50%以下であっても、営業方針の決定権、役員の派遣状況、資金面等から「実質的に支配」されていると判断される場合には「子会社」になります。また、代表企業と構成企業の関係が子会社・子会社の場合も、どちらか一方のみが補助金交付対象となります。

※4 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合をいいます。

補助対象は、組合事業のうち、営利目的で実施する事業に限ります。

なお、一般財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等はグループ形成の対象となりません。

<応募資格に関する留意事項>**ア 企業グループに関する留意事項**

(ア) グループの中からプロジェクトリーダーを 1 名選んでください。

プロジェクトリーダーは、グループ全体のマネジメント並びに事業計画の策定、事業の実施及び成果の管理の総括を行う、本事業に関するグループの責任者です。

イ その他の留意事項

以下に該当する者は応募資格がありません。

① 不正経理・受給及び税の滞納等がある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合は原則応募資格がありません。
② その他	次のいずれかに該当するときは対象となりません。 ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。(一部例外を除く) イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。 ウ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。 エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 キ 本社又は事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき。

3 対象経費**(1) 補助対象経費**

本事業活動に直接関係する経費のうち、以下の項目を基本とします。

費 目	説 明
① 旅費	事業活動に必要な旅費・交通費（「構成メンバー」が本事業取組の為に必要な旅費に限る。）等。
② 直接人件費	補助対象事業の遂行に直接関与する者（原則、役員を除く。）が本事業の取組に従事する時間に対応する人件費（「構成メンバー」が本事業取組の為に必要な人件費に限る。） ※時間単価は、2,000 円を限度とし、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方（所定外労働時間は対象外）とします。
③ 材料費・消耗品費	事業実施に直接要する資材・部品・消耗品等の購入に要する経費等
④ 財産購入費等 備品購入費等	土地造成費、建物建設費（付帯工事含む）、機械装置及び設備・備品の購入・リース料・割賦料、機械装置及び設備・備品の製作・改造・使用に要する経費等 ※上記と一体的に発注するもの（ハード・機械装置等の設計費、機械装置等と一体となるソフトウェア購入費等）も含む。また、事業実施に必要不可欠な機能・規模と認められるものに限りします。 ※リース料又は割賦料は、契約期間が補助対象期間を超える場合、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみが補助対象経費となります。
⑤ 外注・委託費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費、要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等に要する経費（但し、補助対象事業の核となる要素すべてを委託することはできません。）、大学との受託(共同)研究費、市場調査、デザイン料、システム(プログラム開発)、ホームページ（web サイト）制作等
⑥ その他 直接経費	実験・会議費（実証実験等の協力企業・講師・専門家等への謝礼金、視察のための経費、外部のセミナー・講習会の受講料、会議や講演などを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費）、広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、知的財産権の導入・出願等に要する経費、通訳料、翻訳料、試験費、ソフトウェア購入費、展示会出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費 （但し、数量が個別具体的に把握可能なもののみとします）

＜補助対象経費に関する留意事項＞

- ア グループ内で、企業間での発注や外注を行った場合は、原則として補助対象経費には認められません。いわゆる親会社・子会社等についても同様です。
- イ 提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。必要額を超えた積算をしている場合は、評価上マイナスとなることがあります。
- ウ 機械装置等の導入については、使用頻度、必要性、税負担や維持管理コストも考慮の上、調達方法（リース又は購入）を十分検討して費用を計上してください。

(2) 補助対象外経費

補助対象外経費の例は以下のとおりです。

- ・ 文房具などの一般事務用品
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産）の購入費
- ・ 土地の購入費
- ・ 既存の建物・設備等の解体費・処分費
- ・ 特許維持費・商標権、電話加入権
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
- ・ 調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
- ・ 設備投資に伴う社内人件費・旅費
- ・ 労務費、借入に伴う支払利息、公租公課(消費税等)、建物登記費用・官公署に支払う手数料等（京都府が設置する試験研究機関に対する支出も含む）、振込手数料
- ・ 地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- ・ 華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）
- ・ 販売（テスト販売を除く）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費、製品の販売を目的としたコンテンツ自体の制作費用
- ・ 料理などの飲食及び贈答のために購入する土産物に係る経費、接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・ 公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費等

※不明点がある場合は事前にご相談いただきますようお願いいたします。

<その他留意事項>

- 法人税法第 42 条第 1 項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本補助金は対象外となりますのでご注意ください。

4 応募手続**(1) 応募様式・添付書類**

ア 本応募要領、様式等については、(公財)京都産業 21 ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.ki21.jp/josei/sharing/h29/oubo.html>

イ 提出するのは、各書類 2 部（1 部は写し）、CD-R 等 1 枚（応募様式の内容が全て記録されたもの）とします。

提案書は、A4 判、片面印刷で提出してください。記入は内容の正確を期すため、Word、Excel を使用し、判読し易く作成し、日本語で作成してください。

ウ 提出された書類は評価、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、企業の秘密は保持します。なお、提出された書類等の返却はいたしません。

エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、ご注意ください。

	正副あわせて提出	グループ		組合・ 中小企業
			構成企業	
作成書類 (●原本・押印)	① チェックシート（様式第 1 号）	☐		☐
	② 提案書（様式第 2 号）（●）	☐		☐
	③ 企業概要、決算状況（様式第 3 号）		☐	☐
	④ 事業費総括表（様式第 4 号）	☐		☐
	⑤ CD-R 等（※）	☐		☐
添付資料 (★原本)	⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後 3 ヶ月以内）（★）		☐	☐
	⑦ 開業届控えの写し（ <u>決算期を一期も迎えていない開業した方（個人）のみ必要</u> 。開業予定者は、住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの）、開業後は速やかに提出）		○	○
	⑧ 納税証明書（府税に滞納が無いことの証明書。発行後 3 ヶ月以内のもの）（ <u>補助金交付を希望する企業のみ</u> ）（★）		○	☐
	⑨ 直近 1 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書）の写し、又は 直近 1 期分の確定申告書の写し ・白色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表）、収支内訳書 ・青色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表）、青色申告決算書 （ <u>補助金交付を希望する企業のみ</u> ）		○	☐
	⑩ 株主一覧が記載されている書類（出資者、出資額の一覧が記載されているもの）		☐	☐

※⑤CD-R 等には、①～④の全てが記録されたもの。Word、Excel で保存

(2) 応募受付期間

ア 応募受付期間は次のとおりです。

平成 29 年 4 月 28 日（金）～ 8 月 31 日（木）午後 5 時必着（郵送又は持参に限ります。）
→採択決定：10月頃（予定）

（注）（1）様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1 社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので注意願います。

イ 同一テーマで京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、「企業の森」推進事業との併願はできません。他の制度において併願が認められている場合にあっては、併願応募は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用はできませんので、採択に当たっては調整することがあります。

(3) 相談窓口・提出先

相談窓口	京都府商工労働観光部 物づくり振興課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る 電話 075-414-5103、075-414-4852
	京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6 電話 0774-21-2103
	京都府南丹広域振興局農林商工部商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1 電話 0771-23-4438
	京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 電話 0773-62-2506
	京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855 電話 0772-62-4304
	最寄りの商工会・商工会議所、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会
相談窓口・提出先	(公財)京都産業 21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター e-mail : sangaku@ki21.jp 電話 075-315-9425
	(公財)京都産業 21 けいはんな支所 〒619-0294 木津川市木津川台 9 丁目 6 番地、相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 番地 1 電話 0774-95-2220
	(公財)京都産業 21 北部支援センター 〒627-0004 京丹後市峰山町荒山 225 電話 0772-69-3675

5 評価方法

- (1) 書面評価（１次）及びプレゼンテーション評価（２次）を行います。
- (2) 評価については、外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会は非公開で行われ、評価経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて(公財)京都産業２１又は京都府関係者等が現地調査やヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求めることがあります。

6 採択・資金支援

- (1) 採択結果については、(公財)京都産業２１から文書で企業グループの代表企業へ通知します。
- (2) 採択された企業グループに参画する補助金交付対象企業、採択された組合・中小企業からの補助金交付申請に基づき、補助金を交付決定します。
なお、事業採択及び補助金交付決定により必ずしも資金支援額が確定するものではありませんので注意願います。
- (3) 支払は精算払を基本としますが、必要に応じて概算払を請求することができます。請求額は採択後に計画を基に個別協議の上決定します。
なお、直接人件費に関してはすべて精算払とします。
- (4) その他留意事項
 - ア 事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。
 - イ 採択案件は、提案グループとの事前調整を経た上で、プレス発表など必要に応じて提案内容等を公表する場合があります。また、工場見学等への協力をお願いする場合があります。
 - ウ 採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から５年度間は保存しなければなりません。
 - エ 購入した機器類等は、補助事業以外の目的には使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保等に供し、又は処分することはできません

7 事業の推進、成果等

(1) 事業の推進、進捗ヒアリング及び評価

事業期間中、(公財)京都産業 21 のコーディネータ等が課題解決に係る情報提供・助言・マッチング、広報など、目標の実現に向けたきめ細やかな支援を行うとともに、進捗状況等の確認を行います。その際、事業計画の状況報告を求めるほか、新規雇用者数等をお聞きする場合がありますので、ご協力願います。

また、中間期及び終了時における進捗状況等の確認に当たっては、事業内容等に応じて外部有識者等で構成される意見聴取会等で報告を行っていただくことがありますので、ご協力願います。

これらの確認・報告等の結果、事業計画の大幅な変更が認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、支援継続にあたり計画変更を求める場合や、資金支援の打ち切り、支援金額の減額がされることがありますので、ご留意ください。

(2) 実績報告

補助事業終了後に速やかに実績報告書を提出していただきます。

また、実績報告書を元に完了検査を実施します。

(3) フォローアップ報告

補助対象期間を終了した翌企業会計年度から起算して 5 年後の企業会計年度終了までの期間は、その後の事業化の進捗事業や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

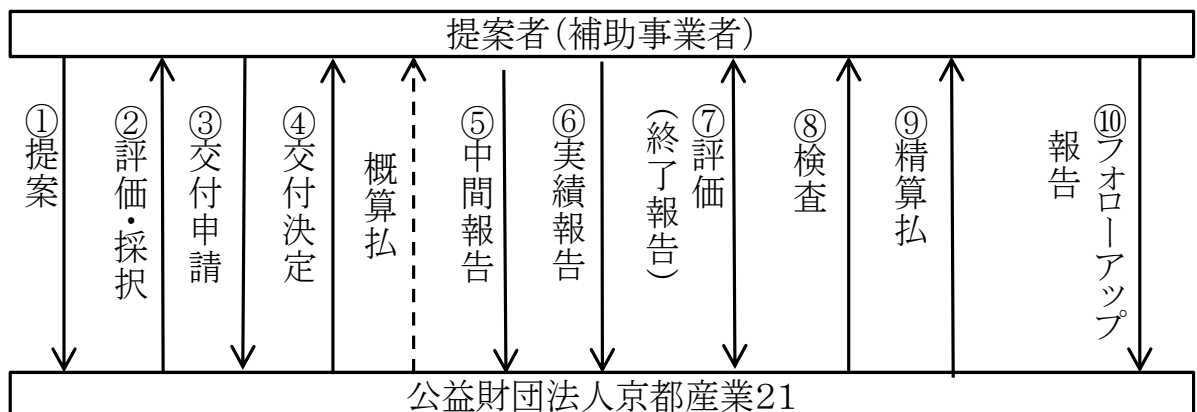
(4) 成果等

補助事業の実施により発生した特許権等の知的財産権、成果の帰属先は、以下の全ての項目を遵守していただくことを条件に、提案者とします。

ア 知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく(公財)京都産業 21 に報告すること。

イ 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、(公財)京都産業 21 が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

ウ 「シェアリング・サポート事業」については、補助事業開始日から、補助対象期間を終了した翌企業会計年度から起算して 5 年後の企業会計年度終了までの間に、事業化等により発生した利益について、支援金額を上限として、京都産業 21 との調整により本補助金の寄与率等を考慮した基準納付額を算出の上、京都産業 21 に納付すること。



京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト

「京都IoT/IoE産業創出事業」

IoT/IoEビジネス研究会

会員募集

参加費無料

(公財)京都産業21は、京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクトの一環として、「京都IoT/IoE産業創出事業」を推進しています。今回、(公財)関西文化学術研究都市推進機構および京都産学公連携機構と連携し、「IoT/IoEビジネス研究会」を設立するとともに、会員を募集します。

インターネットの普及に伴いIoT/IoE関連ビジネスは、スマートファクトリー、ライフサイエンス、スマートシティーに止まらず、農作物の生産制御、省力化・自動化など、多彩で拡がりのある市場として大きな可能性を秘めており、新たな成長産業として期待されています。

本研究会では、京都大学の榎木哲夫教授を総合アドバイザーに迎え、IoT/IoEに関心を持つ企業や大学等が集まり、国内外のIoT/IoE技術や製品・サービスなどの動向および府内企業のビジネスチャンス・雇用創出を探求します。

新分野への参入を後押しするアドバイザー陣

●総合アドバイザー

榎木 哲夫 氏

京都大学大学院工学研究科
機械理工学専攻 教授 工学博士



＜略歴＞ 京都大学大学院工学研究科精密工学専攻博士後期課程修了、同研究科助手・助教授を経て現在機械理工学専攻教授。これまで人間－機械の協調システムの設計・解析と知的支援等に関する研究に従事。

●経営分野アドバイザー

高梨 千賀子 氏

立命館大学大学院テクノロジー・
マネジメント研究科 准教授
博士（商学・一橋大学）



＜略歴＞ 一橋大学大学院・商学研究科修了。コンサルティング会社や研究機関で新興国を含む海外市場・産業調査に従事したほか、経済産業省・文部科学省等の研究プロジェクトに関わる。一橋大学特任講師を経て、2008年4月より現職。

●分野別専門アドバイザー

各回のテーマに応じ選定

＜例会で予定する分野＞

- ・スマートファクトリー分野
- ・スマートアグリ関係分野
- ・スマートライフ分野 等

対象は…

IoT/IoE分野への参入・活用を目指す企業や研究機関、団体

1. IoT/IoE関連分野への新規参入や利活用を考えておられる企業、システムベンダー、ソフトウェアハウス、サービス企業等
2. IoT/IoE関連分野の製品開発製造企業、利活用企業、システムベンダー、ソフトウェアハウス、サービス企業等
3. IoT/IoE要素技術の研究開発に携わる研究機関
4. 自治体、特殊法人、公設研究機関、産業支援機関等

お申込みは、FAXまたは e-mailで…

詳細は裏面をご覧ください

＜申込みに関するお問合せ先＞

公益財団法人 京都産業 21
イノベーション推進部 新産業創出グループ
京都IoT/IoE産業創出事業 事務局
〒600-8813京都市下京区中堂寺南町134
tel:075-315-8677 / fax:075-314-4720
e-mail:iot@ki21.jp

「知恵の経営」実践モデル企業認証制度

多くの企業には、強みの源泉となる「知恵」があります。

こだわりの経営方針や、技術を構築する人づくり、経験の蓄積から生まれたノウハウ、顧客との強いつながりなどです。

京都府では、中小企業の皆様が、自社の知恵を新たな視点で見つめ、報告書にまとめる中で、知恵を使って課題を克服し、経営を発展させるための支援を行っています。

◆制度活用企業からの声

「今までにない業種から新しい仕事の依頼が！」

伝統工芸品の製造者が、業界専門用語をより分かりやすく伝えられるようになり、製品の魅力や製造工程などの発信力を強化

「リードタイムが半減、コスト縮減できた！」

従業員全員が職人というモノづくり企業が、経験や勘中心の仕事のやり方を見直し、ムダ・非効率を改善

「スタッフ全員でお客様の満足につながるサービスを考えられるようになった！」

スタッフ勉強会を立ち上げ、会社の理念や思いを共有し、サービスの質を向上

◆認証のポイント

①知恵の評価	保有する「強み」（知恵）の特異性・優位性・成長性
②知恵の把握と活用	「強み」（知恵）を活かした経営戦略の実現性、市場における適合性
③知恵の開示	「強み」（知恵）の説明可能性と成長発展戦略の具体性

◆認証による優遇措置

○資金支援 文化産業振興資金

・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利・固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

○広報支援

・京都府等のHPで貴社を紹介
・その他、様々なツールでPRします

○情報提供

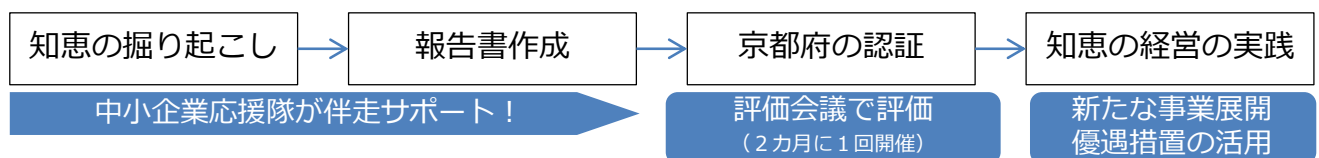
・メルマガ等での支援情報のリアルタイム提供

○販路開拓 チャレンジ・バイ

・貴社製品を京都府庁が入札なしに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入助成制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ

※評価会議開催予定（平成28年度） 5/19、7/7、9/26、11/21、1/16、3/3



リメイクのススメ

知恵の経営報告書の有効期間は2年です。2年経過後はぜひリメイクを！

- 内容：当初版で発掘した「知恵」の活用方法を見直し、新たな「知恵」の発掘から取り組む、等（手続は当初同様）
- リメイクの例
 - 【A社】当初版：社長の経営戦略づくり⇒リメイク版：後継社長と従業員で作成、円滑な事業承継と社内統制
 - 【B社】当初版：社内マネジメント⇒リメイク版：社外コミュニケーションツールとして新規顧客開拓

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/i>
 京都府知的財産総合サポートセンター((一社)京都発明協会) TEL 075-315-8686
 中小企業応援隊(商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等)

元氣印中小企業認定制度 〈京都府オリジナル〉

経営革新承認制度 〈全国制度〉

中小企業の皆さまが自社の強みを活かして、新商品・サービスの生産販売・提供等の新たな取り組みにチャレンジし、経営の向上を図るための計画づくりと実践を支援します。

- 5年以内の計画
- 「研究開発」から「新商品・サービスの生産販売・提供」まで幅広いチャレンジが可能
- 「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸びを目指す！

◆認定のポイント

新規性 実現可能性 市場性・将来性

◆認定・承認による優遇制度

- 資金支援 文化産業振興資金
・独自の技術等を活かして成長発展する資金を低利固定で融資し、積極的な事業展開を支援する制度

- 不動産取得税の軽減措置
・研究開発事業用に取得する不動産について、不動産取得税を軽減。（軽減率10分の9）

- 3～5年以内の計画
- 「新商品・サービスの生産販売・提供」など経営の向上を目指す！
3年計画：付加価値額9%以上、経常利益3%以上
5年計画：付加価値額15%以上、経常利益5%以上

◆承認のポイント

具体性 新規性・独自性 目標の実現性

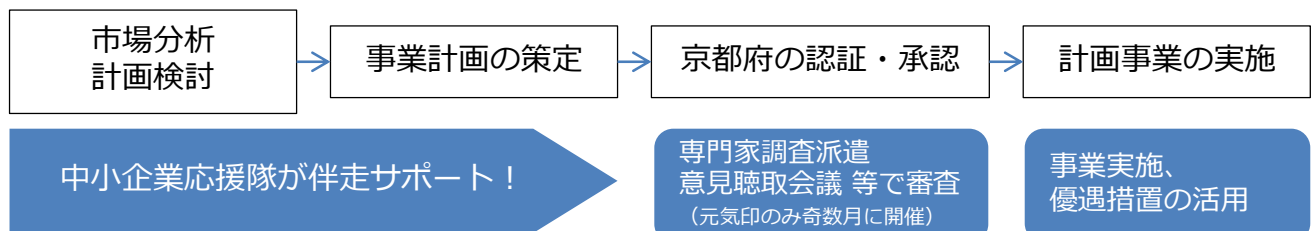
- 融資
・日本政策金融公庫の低利融資
- 販路開拓
・中小機構による販路開拓コーディネート
・中小企業総合展への優先出展
- 減税
・特許料減免（審査請求料、特許料）ほか

- 広報支援 京都府等のHPで貴社を紹介するほか、その他の様々なツールでPRします。

- 情報提供 メルマガ等での思念情報のリアルタイム提供

- 販路開拓 チャレンジ・バイ
・貴社製品を京都府庁が入札無しに購入可能（※購入を約束するものではありません）
・病院、社会福祉施設等の購入促進制度、京都府庁での率先購入による支援（平成27年度新規）

◆制度活用の流れ



お問い合わせ・ご相談は、お気軽に！

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 TEL 075-414-4851 URL <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/>
 (公財)京都産業21 商業・サービス支援部 TEL 075-315-9090
 中小企業応援隊(商工会、商工会議所、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会等)

中小企業共同型ものづくり支援事業 F A Q

1 他の補助金との相違等関連

	質 問	回 答
1	「企業の森」推進事業との制度上の主な違いは。	単なる企業のグループ活動の域を超え、中小企業同士の生産の連携・一体化の実現を目的としている先進的な取組を求めている、 ・評価基準 ・補助率（量産設備等も含めて一律 1 / 2） などの点が異なります。
2	同一の企業が異なる事業計画で別々の企業グループを構成した場合、各々応募は可能か。	両者の経費に重複のないよう、明確に区分できる場合は、応募可能です。
3	いずれも府内本社中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社のグループで応募した場合、補助金交付はどうか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。
4	これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、又は単独で提案可能か。	提案時には住民票の写を提出いただき、開業後に開業届控の写しを、法人設立後に履歴事項全部証明書を提出してください。（※P7「応募手続」参照のこと） なお、この場合、交付決定は個人開業等の確認（証明書類を添付して提出）以降とし、確認日以降の支出のみを補助対象とします。 また、本条件を満たさない場合は、グループ事業全体の評価にも影響しますので、確度の高い計画であることが必要です（提案書中に、設立予定時期等を記載願います。）。

2 対象期間関連

	質 問	回 答
1	補助金交付決定前に事業着手することはできるか。	原則、補助金の交付決定後に事業着手（発注・契約等）されたものが支援対象です。また、事前着手した場合でも、平成29年4月30日以前に着手（発注・契約）したものは認められません。なお、事前着手をした場合でも、補助金交付決定日までに完了するものは認められません。

3 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
2	中古の機械設備は補助対象となるか。	中古市場が確立されている場合で、中古機械設備販売業者を通じた購入であって、複数社から同等品の相見積を徴収し、価格設定の適正性が明確である場合に限る、対象とします。また、購入後の故障対応等に係る経費は補助対象外となりますので注意願います。
3	直接人件費（提案事業の実施に直接必要な経費に限る）の積算方法は、指定があるのか。	基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と、上限2,000円を比較して、低い方となります。ただし提案時には、厳密な時間単価の計算は不要であり、一律 2,000円として計算していただければ結構です（採択後の補助金交付申請時には別途調整します。）。
4	直接人件費について、個人事業主及び役員は対象となるか。	個人事業主及び小規模企業者（製造業その他：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員5人以下）の役員については対象となることがあります。対象の適否についてはご相談ください。

4 補助事業推進関連

	質 問	回 答
1	補助事業期間中に事業推進するにあたって、どんな支援を受けられるか。	補助事業の課題解決に向けて、情報提供・助言・マッチング、広報等、伴走支援します。伴走支援するにあたり、（公財）京都産業21コーディネータの他、京都府関係者、個々の補助事業の成果創出に向けてオール京都の連携によりサポートしていきます。